

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成28年7月6日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 守 下 実（さいたま地方裁判所第5刑事部判事）

裁判官 來 司 直 美（さいたま地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 北 嶋 良 蔵（さいたま地方検察庁・検察官）

弁護士 川 原 祐 介（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 20代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 60代 男性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきたいと思います。裁判員の経験者の方々には実際の裁判員裁判が終わった後にアンケートに記入していただいて、いろいろ御意見をいただいているところですが、書面ということになると書き切れないような部分もあると思いますし、我々法曹三者の方でもそうしたアンケートにはない部分についてもいろいろお話を聞きたいと思っている部分があります。そこで、御都合のよろしい方にもう一度集まっていただいて、直接お話を伺うことによって今後の裁判員裁判の運用改善に役立てていきたいというのがこの会の趣旨になります。今回は、昨年8月から今年1月までに判決が言い渡された事件に裁判員として参加してくださった方にお集まりいただきました。ぜひとも率直な忌憚のない御意見をいただきたいと思います。ところで、この7名の方が担当した事件は基本的にまちまちです。今回は、4番さんから6番さんまでは同じ事件を担当されたようですが、それ以外の方々は別ということになります。裁判官、検察官、弁護士さんもそうじゃないかなと思うんですけども、基本的には自分が担当した事件でないものを聞いていくことになろうかと思えます。皆様のほうもお感じになったことを遠慮なく言っていただきたいと思います。それでは意見交換に入る前に、まずは裁判官、検察官、弁護士のほうから簡単に自己紹介をさせていただきます。

來司裁判官

合議体で右陪席をしております來司直美と申します。本日は御参加いただきありがとうございます。さいたま地裁に参って今年で3年目になります。評議では司会をさせていただくこともあるんですけども、先ほど裁判長が申し上げたとおり、自分の裁判しか知らないというところもありますので、皆さんが公判で体験されたことや、評議の進め方などを今日御意見として聞かせていただいて、今後の執務に役立てたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

川原弁護士

弁護士川原と申します。私自身も何件か裁判員裁判の事件を担当させていただいています。今回は貴重な機会だと思っているので、ぜひ忌憚のない御意見を伺えればと思っております。この意見を弁護士会のほうに持ち帰り、よりよい弁護活動に役立てていきたいと思っておりますので、今日はよろしく願いいたします。

北嶋検察官

検事の北嶋と申します。よろしく願いいたします。さいたま地検にはこの4月に来たばかりという状況でございます。私は、検事として公判と捜査のいずれも担当していますが、公判については3年ぶりでしたので、久々に公判を担当して、今回裁判員の皆さんと話ができる機会をいただきましたので、皆さんの意見を聞いて、検察庁の中でもいろいろ議論をして、よりわかりやすい立証、主張のあり方を考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会者

ありがとうございました。それでは最後に、私は本日の司会を務めさせていただきます。さいたま地裁第5刑事部の裁判長をやっています、守下と申します。実は私はさいたま地裁に着任してから2週間で、さいたまで裁判員裁判を経験したのはまだ1件しかありません。ただ、以前、勤めていた裁判所ではそれなりに裁判員裁判を経験しておりますので、本日はそういったことも踏まえながら皆様とお話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、早速意見交換会のほうに入りたいと思います。本日は、大きく4つの話題についてお話を進めていきたいと思っております。まず1番目は裁判員裁判に参加しての全般的な感想というもの、2番目として公判審理の問題点、実際の裁判ですね、それから3番目として評議室に戻っての評議での問題点、最後に裁判員裁判に参加しての御負担についてお聞きしたいと思っております。それではまず、裁判員裁判に参加しての全般的な感想からお聞きしていきたいと思っております。では、1番さんからお願いします。

1番

裁判を経験して、今まで流れ作業的に裁判というのは進めるものだと自分の中で

思っていたんですが、思ったより細かく立証をしていったので、ちょっと驚きました。

司会者

1番さんが担当した事件は非常に大規模な事件で、大変だったと思います。実際大規模な事件を担当したことについての御感想みたいなものはございましたでしょうか。

1番

毎日連続でしたので、正直ちょっと疲れたというのがあります。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番さんお願いします。

2番

選ばれる前は、それこそ刑事ドラマとかで見ている裁判の様子ぐらいしか知らなかったのですが、実際に裁判員裁判に参加してみたところ、裁判というのは一連の流れ、どういうことをして、どういうことを調べてというのが大体理解ができました。やはり終わってからもテレビやラジオで大きな事件なんかが流れますと、こういうのに当たった裁判員の方は結構大変なんじゃないかなって事前に察知するというんじゃないですけど、思うようになりました。

司会者

ありがとうございます。それでは、3番さん、いかがでしょうか。

3番

私は、前と後でというか、やはり裁判所とか裁判とか刑事事件とかに日常的な関わりがないというか、自分とはちょっと違う世界みたいなところがありました。参加してからは身近なものだし、それに犯罪というのも本当に身近にあるものだという事も感じました。また、周りの人にやってきたんだよという話をすると、私の周りがそういう人が多かったのかもしれないんですけど、人を裁くなんてという、そんなこと自分にはできないなということをする人が二、三人いて、私の周りだけ

なのかもしれないですけど、私自身も人を裁くというのはすごく重いことだと思うし、そういうことに関しては評議に参加していたときにずっと感じていたことで、そういう心理的なものがすごくありました、前と後に関しては。

司会者

ありがとうございます。確かによく候補者の方と話をしても、やはり人を裁くというのは私にはできませんという方が結構いらっしゃるんです。そういうのは誰しもあると思うんです。私でいいのかなというところが。そういったところに参加するときにはどのように克服というか、それでもやってみようということになったのか、あるいはそのことについて何かやりとりがあったのかというところがあれば教えていただければと思うんですが。

3番

私的には終わった後、裁判員裁判のこととか報道とかを注目するようになったり、関係者というか、被告人の方というか、罪を犯してしまった人に対してすごく真摯に、すごく真剣にその人のことを考えてどうにかしてあげようという気持ちが罪を犯した人に伝わって、その人が変わっていくということを記事で読んだりしたことがあって、やはりいかに人間関係というか、人間が人間に対してどれだけ真剣にやりとりをするかということを私は裁判員裁判で感じました。1人の人間に対してここまで真剣に考えたことは多分私の人生ではそんなにはなかったんじゃないかと思うくらい真剣に考えました。

司会者

犯罪というのはもともと社会の中で起こるものですから、それに対して自分も関与できたということで、やってみた後はやりがいがあるとおっしゃる方は結構いらっしゃいます。それでは、4番さん、お願いできますでしょうか。

4番

確かに始まる前というのは我々犯罪を現実として見つめたことがなかったので、裁判を通して犯罪というものが事細かに検証されていく過程は少し自分的にはしん

どいかなと。ふだん接することがない殺人事件とか、そういうことだと多分自分の周りでは起きないということが希望であるし、あったとしてもそこに踏み込んだ内容というのが、犯人像とか事件の背景とか、そういうことを話していくうちに、どうしてもプライバシーに踏み込んでいくような内容なので、どちらかというとしんどかったなというのが終わった後の印象です。ただし、制度が始まって広くこういうことに関われば、我々は犯罪を犯す気はないですけど、そういうことにもつながるのかなというのはちょっと感じました。

司会者

ありがとうございました。今4番さんがおっしゃっていただいたように、他の意見交換会でも出ているんですけども、やはりこうやって犯罪のことを深く考えると、みんながこういうことを経験すると世の中もっとよくなるんじゃないかっておっしゃる方いらっしゃいますよね。5番の方、お願いできますでしょうか。

5番

私は、実は通知をいただいたときに個人的にはものすごくいい経験ができるなというふうに率直に感じていました。そして、間違いなくこれを経験することで今後の人生にきっとプラスになるというか、多分裁判ってものすごく皆さんがふだん考えないような人間ドラマがあつて、私が担当した事件も家族の問題があつたんですけども、そこで見ることによって自分の家族の大切さであつたりとか、すごく人間について考えさせられました。あともう一つは、メディアの報道についてすごく考えさせられて、自分が担当している事件の最中に埼玉版の小さい新聞でニュースが報道されていたんですけども、自分が実際に裁判に立ち会って知っていること、もちろん傍聴席からも知っていることと、新聞で報道されたことが、趣旨は合っているんですけども、簡単に書かれていて、それが世の中の人に伝わってしまうと、皆さんに誤解されてしまうのではないかなと思って、伝え方とかメディアのあり方というのを新聞を読んでもこれは本当にこの事実であつたのか、本当に当事者はこう感じていたのであろうかというのは非常に考えさせられました。

司会者

なるほど、なかなか鋭い視点でした。確かに我々はしっかり証拠も見てきっちりやっていますが、やはり報道されるとそれが圧縮されるものですから、仕方ないと思うんですけども、実際の我々が見た姿と違うということは確かに感じます。それでは、6番さん、お願いいたします。

6番

まず、最初私は通知をいただいたときに、通知いただく前からそうだったんですが、裁判員制度って何か意味あるのかなと思っていました。まず、司法あるいは裁判、そういったものに通常日々の生活の中で関わることはないんです。そういう未経験の者がそういう裁判の法廷の重要な場面に御一緒させていただいて果たして役に立つのか、そういったこともいろいろ疑問でしたし、無謀なチャレンジではないのかなという心の中は消極的な思いでいっぱいでした。実際に来てみて、評議室に入り、あるいは法廷に御一緒させていただいて、いろいろと裁判の全景を伺って、つまびらかになるんです。被告人が犯行に至るまでの経緯、犯行を犯した後の様子なんかもつまびらかになっていく中で、自分たちの家庭のあり方や、あるいは社会の一員としての社会のあり方というのをちょっと考えさせられたんです。全部の公判を終えて、うちに帰ってきてから今一度思い起こしたときに思ったのは、裁判員を経験することによって家庭のあり方を考え直すこともできるし、もしかしたら防犯意識を高めることもつながるんじゃないのかなと。いろいろと守秘義務もあるので、全てのことを公にして防犯意識を高めるための運動とまではいかないとは思いますが、しかしそんな中でも一人一人がそれを体験することを踏まえて家庭で、社会における生き方というものを新たに考え直すいい機会になったんじゃないのかなというふうに私は感じました。

司会者

ありがとうございました。じゃ最後に、7番さん、お願いできますでしょうか。

7番

私が担当させていただいたのは家族間の殺人未遂だったんですけれども、テレビなんかで見るとそういう家族の事件はよくあり、たださらっと見てしまうんですけれども、裁判員になって、被告人の話とか証人の話とか聞いていて、涙が出てくるんです。だから、私は裁判員には向いていないなと本当に思いました。裁判官はどうやって冷静に受けとめるのかなという、すごく不思議で、みんなすごいと思いました。私は、もう二度とやりたくないと思いました。

司会者

7番さん、そうすると選ばれて裁判やっている間、そういう感じがずっと拭き切れなかったということですか。

7番

被告人と被害者というのは親子関係なんですけれども、原因があって、過程があって、結果で裁判なんですけれども、過程の中でもっと他人がいたらこうなったんじゃないかなとか、そういうのを思ったんですけども、そういう人がたまたまいなくて、被告人の話聞いたりなんかしたとき涙ぐんじやって恥ずかしかったんですけど、どうやって涙を拭けばいいのかなと思いつつ聞いていました。

司会者

そういったちょっとつらいなとか、そういうお気持ちは例えば裁判官とかに話してみたりされたことはありますか。

7番

終わってから話しました。

司会者

終わってからですか。それで、つらくてたまらないということはなかったですか。

7番

それはなかったです。感情が入り過ぎて、かわいそうという感じでした。

司会者

確かに我々もやっていて、どうしてもやはり皆さん真剣なだけにぐっと思入れ

なされる方もいらっしゃいます。裁判所としてはそれが皆さんの負担にもなるし、やはり我々が判断するときに、思い入れ過ぎてしまうと判断者としてちょっとどうかなということもあるので、皆さんに説明するのは、やはり公平な第三者なので、少し引いたぐらいがいいんですよという話はいたします。だけど人間ですから、やはり聞いていて我々だって涙ぐむことはありますし、ぐっとくることもあるんで、それはそれで自然な感情なんで、維持しつつ、頭のどこかは冷静になってやるということなんでしょうかね。ありがとうございます。それでは次に実際に法廷で審理が始まってからの我々の活動についてお聞きしたいと思っています。裁判が始まって、裁判長が被告人は前へ出てきてくださいと言って、名前を聞いて、人違いじゃないかどうかを聞いた上で起訴状を検察官が朗読して、被告人に間違いはないかどうかを聞いて、そこから審理が始まっていきますが、まず証拠調べの最初に冒頭陳述というものを検察官と弁護人がそれぞれすると思います。要するにこれから証拠によって証明しようとする事実は次のとおりですと言って、争点に即して、今回は争いのある事件、それから自白事件それぞれありますけれども、争いのある事件であればどういったところに争いがあるか、ポイントがどこにあるかと、自白事件であれば刑の重さを決めるところが争点なんで、どういったところに着目してくださいというところを明らかにするプレゼンテーションみたいなものがあるんですけども、それらについてわかりやすかったかどうか、もう少し改善点はないか、あるいは冗長過ぎる、長過ぎるとか、あるいは逆に足りないとか、お気付きのことがあればお聞かせ願えればと思います。1番さん、お願いします。

1番

冒頭陳述なんですけど、まだ裁判員になって間もないときに行われることでありまして、証拠とか根拠とか、そういう言葉にまだ慣れていないんです。弁護人の方というのは被告人の趣味や嗜好とか、人間性とか、そういうのを織りまぜて主張するんですけど、検察官の方はどうしても物証ですかね、そういうのをもとに発言してくるんで、少し検察官の方の発言に関しては冷たく感じる、と受け取ってしまう

んです。そういう印象を持ちました。

司会者

1番さんの事件は特殊で、被告人が犯人であるかどうかで争われている強盗殺人の事件だったと思うんですけど、非常に長期間で、2か月ぐらいかかった。冒頭陳述も1回じゃなかったかどうか覚えていらっしゃいますか。

1番

はい。

司会者

そこは何回かに分けてやったという点はいかがでしたか。

1番

分けたことに対しては別にいいと思うんですけど。

司会者

中身で例えば検察官とか、あるいは弁護人もいろいろ工夫をしていたと思うんですけども、この工夫は良かったとか、これは何でこんなことやっているかわからなかったとか、そんなところがありますか。

1番

それに関しては特にありません。

司会者

わかりました。他の方はいかがですか。4番さんどうぞ。

4番

私が経験した裁判の冒頭陳述は非常にわかりやすかったです。犯行自体も認めていたので、あとは量刑が一番争点ですよというお話があったので、検察官の方の証拠に基づくのは時系列的にカラーか何かで割とわかりやすかったんです。一方、弁護人の方は被告人の犯行が決まっているので、被告人に対してそんなに感情移入がされないような、そんな印象を私は受けて、裁判ってこんなにわかりやすく教えてくれるんだというのが第一印象でした。

司会者

今のお話は，弁護人のほうが淡々とやったみたいなお感じなんですか。

4番

最初に検察官の方が説明をされるので，弁護人は二重になることを避けたのかどうか分からないですけど，どちらかというといわれ我々裁判員に対してわかりやすいように説明して下さったのかなというのが印象にあって，ここまでかみ砕いて言わなくてもいいのにとというのが実際ありました。

司会者

他の方はいかがですか。今のお話の4番さんと同じ事件だと5番さん，6番さん。先ほど出てきた自宅で弟を殺害したという事件ですよ。量刑が争点の事件でしたけど，冒頭陳述に関して5番さん，6番さん，何か御感想とかあれば。その後の証拠調べがよく頭に入ったとか，あるいは関連がよくわからなかったとか，この辺りは5番さんいかがですか。

5番

担当した事件，殺人が起こってしまったことが結構数か月前からたまりにたまった因果関係が関係していて，私が口頭で言われるとちょっと覚えられなくて，いろいろお話があるんですけども，できれば例えば黒板とかで時系列に図とか表にさせていただくと，これがここでこうなったんだなというのがわかるので，全部言葉で来るとさすがに覚え切れないというか，そういうのがあったので，できれば整理していただけるともう少し個人的に頭に入りやすかったかなと思います。

司会者

冒頭陳述のときに何か配られませんでしたか，書面みたいなのは。

5番

書面はいただいたんですけども，文章が羅列してあって，個人的には文章より図とか表というか，時系列であったほうが頭に入ってくる構造というか，性格だったので，合わせていくのが自分としては大変だったなという記憶があります。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。7番さん、お願いします。

7番

私の担当した事件はとても簡単で、被告人が刺した覚えがないというぐらい、それぐらいの争いしかなかったんで、こんな簡単に済んじゃっていいのかな、4日間で終わったんですけど。

司会者

全体がですね。

7番

はい。その中で2日間は泣いていました。全てわかりやすかったです。

司会者

事案自体は、これもやはり家族の中でしたけども、寝ていたところを刃物を使って切りつけたりしたんですけど、そのうち一部分というか、刺したことがあるかないかというのが争われたんですよね。ただ、そうすると全く事実争いがないわけじゃなくて、事実認定というか、やったことがあったかなかったかも一応争点だったと思うんですけども、その点は、聞いてわかりましたか。

7番

はい。刃物も出てきましたし、刃先の折れているところも出てきましたし、他に本人が刺していないんだったら親しかないということで。

司会者

そういう構造は説明されたということですか。

7番

はい。

司会者

ありがとうございます。

川原弁護士

先ほど5番の方が図面とか、要はビジュアル的なものがあったほうがより理解しやすかったというお話があったと思うんですけども、これは検察官、弁護士、どちらも冒頭陳述のプリントだと文章がいっぱいだったという、そういうことだったんでしょうか。

5番

事件に至るまでのきっかけが幾つも幾つもありまして、被告人がそれをやってしまうまでの思いというか、事件を起こしてしまうきっかけがいくつもあったので、それを整理できていないと、どこで相手を配慮したりとか、どこに問題があったかというのがちょっと文章だけで言われてしまうと、私の頭の中で混乱してしまって、図面があると見たときにわかりやすいなというのが率直な感想です。

北嶋検察官

検察官としては、最初の冒頭陳述という初めの段階でどれぐらい御説明すればいいかなというのはよく迷うところで、皆さんが実際経験された中でもっと聞きたかったとか、ちょっと詳し過ぎたとか、どういう感想を持たれたかなというのをもう少しお聞かせいただければと思います。

司会者

2番さん、いかがですか。

2番

私が担当した事件のときは、1人の被告人が3つの事件について裁判員裁判をしたんですけど、冒頭陳述は最初の日に3つ分あったと思うんですけども、そうすると1番の事件、2番の事件、3番の事件とあって、混乱してしまうところがあったので、最初の日は1番の事件の審理をして、次の日は2番目の事件の審理をしたりするんですけど、前の日のことは忘れてしまったり、控室に行けば書面はあるんですけども、見ながらじゃないと思いつけなかったりとか、正直冒頭陳述は印象に残っていないかもしれないです。

司会者

そうですね。冒頭陳述は証拠ではなく、ただ判断の道筋を示すというもので、その後の証拠調べがなるべく頭に入ってくるようにということで、大事なのはその後の証拠調べのときに冒頭陳述を踏まえて今何を調べているのか、例えば争点に即して考えたときに、今やっているのがどれに関連して、どこが重要なのかということがわかるかどうか重要です。証拠調べには書証といって書面が出てきて、それを朗読したり、あるいはモニターに映しながら説明するというものと、もう1つは証人とか、あるいは被告人に話してもらって聞き取るというものがあります。まずは書面の朗読、これがすっとわかりやすかったか、頭に入ったか、あるいはここが不都合で、こうしてくれれば良かったのにとかあればお聞きしたいと思います。1番さんの事件は書面も多分膨大だったんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしたか。

1番

正直書面を全部追いかけるのが大変で、審理のときも全部メモとかとったんですけど、それでも間に合わなくて、朝早く裁判所に来て前のおさらいをして、それから挑んだりとかもしていました。それぐらい大変な事件でした。

來司裁判官

なかなか当庁ではないような長期にわたる事件だったと思うんですけども、証人もたくさんいて。今おっしゃった朝早くいらっしゃったというのは、1番さんだけが自主的にいらっしゃって、自分で復習みたいな感じだったのか、それとも全員で集まってブリーフィングみたいなことを毎度やられたのかとか、その辺はどうだったんですか。

1番

早く来る人は早く来ましたけど、自分が1番だったことが多いです。

來司裁判官

今の話は、自主的に予習、復習をされたということですか。

1番

はい。

來司裁判官

裁判員さん同士であれどうだったのかなみたいな感じで審理の途中でブリーフィングなさるということもありましたか。

1 番

それはもちろんあります。

來司裁判官

それで、ちょっと議論もしてみたりということですか。

1 番

はい。

來司裁判官

わかりました。ありがとうございます。

司会者

他の方はいかがですか。まず、今は書面のお話ですが、複雑という点でいうと、2番さんの事件は、第1事件、第2事件、第3事件とあって、多分証人もいるけれども、それぞれの事件について書面が出てきたと思いますが、この辺りはいかがでしたか。

2 番

それぞれの事件ごとについてですと、やはり書類も分かれていますから、それを読んだり、朗読を聞いて大体わかりました。そのときの検事さんの朗読がその当時私と一緒に裁判員をしていた方の中ではちょっと聞き取りづらいねというようなことがあったりもしましたけれど、大体大丈夫でした。

司会者

聞き取りづらいというのは、例えば声が小さいとか、あるいは早口であるとか、いろいろあろうかと思うんですけど、どんな感じでしたか。

2 番

ちよつともごもごという感じに聞こえたりとかですかね。

司会者

ありがとうございます。他にはいかがですか。事件でいうと、例えば3番さんの事件は強制わいせつの事件で、被害者保護もあるので、多分書面もかなり気を使って絞られていたんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはわかりましたか。

3番

私が感じた感想は、他の評議の人とも同じだったんですけど、内容とかそういうことではなくて、検察官の能力と弁護人の能力があまりにも差があったということです。検察官の方は女性だったんですけど、すごくわかりやすく、話し方もきっぱり、ぱきぱきしていて、聞き取りやすいし、書面もすごくわかりやすく作ってあって、それに対して弁護人が用意してくれた書面がちょっと論点がよくわからないみたいなの、そんな感想を持ったんです。

司会者

3番さんの事件は強制わいせつなんですけども、主な争点とされているのが口を塞ぐ他に暴行していないという、そういう部分と、それからそもそもわいせつ目的ではないと、だから暴行だけだという主張だったんですけども、それ自体がわかりにくいということはなかったんですか。

3番

それ自体がわかりにくいということはなかったと思います。

司会者

やはりその主張を立証しようとするときの焦点がよくわからなかったということですか。

3番

弁護人が何をどういうふうに弁護しようとしているのか、故意であったかなかったかという論点だったと思うんですが、それに関して私も記憶が残っていないんです。弁護人がここをととても強調されて、こういうふうにこの人には故意ではなかつ

たという、そういう私たちに伝えるべき一番の故意ではなかったというところが伝わってきていなかったような気がします。

司会者

証拠調べそのものの問題ではないのかもしれないですね。

3番

そうですね。

司会者

では、証人とか被告人質問、多分これが一番時間的にはかかっている、皆さんも印象に残っているんじゃないかなと思うんですけども、証人や被告人に対する検察官や弁護人の質問の仕方、要するに質問の意図や内容がわかりやすかったか、それで心証がとれたかというようなところ、あるいは何でこの証人を聞いたんだろうとか、感想があればお聞かせ願いたいと思います。4番さん、5番さん、6番さんの事件は結構証人が聞かれているんじゃないかなと思うんですけども、特にお医者さんなんていうのは結構専門的な言葉が出てくるかなという気もするので、その辺りは6番さん、いかがですか。

6番

法廷で精神科医の先生がお見えになりまして、被告人の精神鑑定をなさったということで御説明されたんです。その被告人には精神疾患があったと。それをどう判断されたのかという説明の中に殺人に至るところが一つの根拠として挙げられるという説明をなさったんです。その後で殺人を犯すというところの心理状況は病気と関係ないとおっしゃったんです。ここが私たちにとっては矛盾している証言に聞こえたんです。殺人を犯してしまっているから、それは病気だと判断できた。しかし、その後で殺人にまで至るのは本人自身は殺人は悪いことだとわかっている殺人を犯しているという説明があるんです。これは聞いていると矛盾しているなど。弁護人の方もそこは矛盾しているんじゃないかとおっしゃっていました。そこが私たち聞く側としては少し不明瞭な説明なんじゃないのかなというふうに思いました。

司会者

そういうときに裁判員の方も説明を受けられたと思うんですけども、質問できるんですが。そういう矛盾していると感じた、腑に落ちないところがあって、じゃちょっと聞いてみようかなとか、実際聞いてみられたかどうか、この辺りはどうでしょうか。

6番

法廷で実際に私だけが何度か質問させていただいたんですが、結構不特定多数が集まっておられる中で、一身に視線が集中するわけです。日ごろの生活の中で大勢の方の前で話すという経験がないと質問するのはなかなか難しいなと思うのと、あと、精神科医の先生の見解を聞いて、被告人の方にどうだったんですかとも聞いてみたいんですが、被告人に対して質問するのも、実際に人の命を奪っている人物なので、容易に質問するのは結構できないんじゃないのかなというふうに思いました。

司会者

今ちょっとこの話題が出たので、皆様の中で他に実際に自分も被告人なり証人でもいいし、法廷で質問されたという方いらっしゃいますか。6番さんと3番さん、1番さんも聞かれた。

1番

はい。

司会者

これは、裁判官のほうから裁判員の方も質問できます、と説明はあると思うんですけども、質問するための配慮というか、事前に例えば誰がどういうこと聞くか打ち合わせするとか、あるいはやってみませんかとか働きかけがあるとか、この辺の何かありましたでしょうか。要するにそれで質問しやすかったかどうか。

1番

最初は誰も質問しなかったんですけど、裁判官から質問してみませんかと促されました。

司会者

実際質問されてみてどうでしたか。

1 番

6 番さんと一緒にやはり緊張します。人前で話すことがあまりなかったので。

司会者

それ実は裁判官も一緒に緊張するんですが、ただ疑問に思ったことを直接ぶつけて反応が返ってくるというのは、やはり自分の考えを決めるときには役に立つかなとも思うんですが、その点いかがですか。

1 番

緊張してうまく質問できませんでした。返ってくる答えも違う答えが返ってきてしまって、もう一回質問し直したりしたんですけど、やりとりだけでいっぱいいな状態でした。

司会者

3 番さん、いかがですか。

3 番

私は、裁判長の方からどうですかというふうに何度か促されて、1 回だけ被告人の方に質問したんですが、事件自体がそんなに大きなものではなかったので、それほど緊張はなかったです。

川原弁護士

1 番さんに少しお伺いしたいんですけども、御担当された事件って結構専門家の証人が何名もいらっしゃっていて、車が同一かとか、あと刃物の研ぎ方がどうだとか、お医者さん以外の他の分野の専門家の方がいらっしゃって、いろいろ尋問があったかと思うんですけど、実際聞いていてその場で理解ができたのか、もしくは理解できないときはどういった形でフォローしていたのかというのがあれば教えていただければと思うんですけども。

1 番

証拠といっても画像が悪かったりですとか、そういうのがいろいろありましたので、その場ですぐにこうだって思うことはなかったです。みんなととことん話し合っ
て、それで決めたと思います。

北嶋検察官

被告人に対する質問なんですけれども、まずは弁護人から被告人に質問をして、そこで被告人の答えた内容で不合理なところと思われるところを検察官が後から追及するということが多いと思うんですけれども、検察官の質問の仕方とか、追及の仕方とかでどんな印象を持たれたかというところを少しお聞かせいただければと思います。

1 番

私の事件は否認していたんで、被告人からの発言はありませんでした。黙秘でした。

司会者

他の方、特に自白している事件だとまさに被告人の言い分がポイントになるかなと思うんですけども、7番さんとかずっと被告人のことが気になっておられたんだけれどもいかがですか。

7 番

かわいそうだったんですけど、うつむいて声が小さくて聞こえづらくて、それぐらいですかね。あとは検察官と弁護人と粛々と進んで終わりました。

司会者

今の検察官からの御質問は、まず弁護人が聞いていって、そこを突っ込むような形で検察官が聞いていくことについての印象ということですけど、それについてはいかがでしたか。

7 番

弁護人は、被告人に聞くよりも被害者に厳しく聞いていらっしゃいました。かなり強い感じで、被害者の方も反発していました。

司会者

検察官のほうはそういうことはなかったですか。

7番

検察官の人は肅々と。

北嶋検察官

自白の事件で4番さん、5番さん、6番さんの関係でいえば、4番さんとか検察官の質問を聞かれていて感じたことは何かありましたか。

4番

犯行の事実は認めていたので、検察官も弁護人も事実はもうわかっているのではあまり関係なかったかもしれないです。

司会者

裁判員の方とか経験者の方はいきさつを知りたいという思いがあるということなんでしょうか。

4番

どこの時点でそういうふうになったのかとか、そういう話が出ていたので、実際そういう人間ドラマ的ところが裁判の中にあっても良かったのかなという気はしています。

司会者

後で評議のところに出てくるかもしれませんが、なかなか刑事裁判としてはやはり犯した犯罪行為そのものが主なテーマになるんで、あまりさかのぼり過ぎるとその人の人生を裁くみたいになるので、それは控えましょうねということになっているので、多分そこはあまり全部が全部出さないようにということになっているのかなという気がします。

北嶋検察官

先ほどの続きにもなるんですが、検察官の質問の仕方として追及的過ぎて少し感じが悪かったとか、逆にそんなことはなかったみたいな印象なのか、そういった

検察官の法廷での活動の仕方について何か印象に残った点とかというのはございましたでしょうか。3番さん、いかがですか。

3番

裁判の内容が性犯罪に関係するもので、それで検察官も女性の方だったので、多分被害者の方にとってはすごく心強かったと思います。とても適切な追及の仕方と説明だったので、そういう意味ではとても良かったと思います。

司会者

その事件では被害者の方も証人で聞かれたんですよね。被害者の証人尋問で何か気になることはなかったですか。今おっしゃったのは、配慮がされていて良かったんじゃないかなということですが。

3番

被害者の方が証言するときはパーテーションで区切って、絶対に被告人とは顔を合わせないようにしていました。すごく涙ぐんで、かわいそうでしたけど、そういう事件だとやはり女性の視点というのは結構厳しくなるものなのかなという、ちょっと感想になりますが。でも、女性がやってくれるというのは、やはり心強いというのはありました。

司会者

それじゃ、公判審理のほうの最後の点ですけども、そういった証拠調べが終わった後に、裁判員と裁判官がこれから評議して判断する前に、検察官、弁護人が証拠調べの結果を踏まえた最終の意見、論告、弁論というんですけども、やったわけです。この論告、弁論というのは証拠調べを踏まえて、もう最後に我々にこういったことで判断してくださいと示す非常に重要なものなんですけども、これらについて、冒頭陳述と同じように、わかりやすさの点、あるいは形式も含めてですけども、何か御感想とか御意見あればお聞かせください。、1番さん、2か月にわたるような事件で、証拠も膨大で、検察官の論告、それから弁護人の弁論というのは、その後、評議をするに当たって役立ったか、道筋になったか、この辺りはいかがでしょうか。

1 番

争いとなったのは犯人性でしたので、犯人かどうかというところを争っているわけなんですけど、最初、弁護人の方、冒頭陳述では、この犯人は無罪であると、そういうふうに話していたんですけど、だんだん最後の弁論に近づくにつれて、この立証は立証できていないとか、そういう細かいところをついてくるんですよ。だから、大きな流れがちょっと変わってきているんじゃないのかなという、そういう感じはしました。だから、量刑を下げるような動きにシフトしているのではないのかなというのを少し感じました。

司会者

実際にその変化を感じたということですね。

1 番

そうですね。主張そのものは変えていないんですが、そういう印象を受けました。

司会者

他の方はいかがでしょうか。6 番さん、いかがですか。

6 番

4 番さんがおっしゃったとおり、量刑をはかるという、被告人が罪を認めていますので、どれぐらいの量刑を私たちは決めるのかというところが私たちの争点だったので、論告で検察官がおっしゃっていること、それから弁護人のおっしゃること、弁護の余地はそこだろうなと思うところを弁論されたので、非常にわかりやすかったです。

司会者

次の評議のことに半分入りますが、否認事件だと、いきなり量刑ということはないんですけども、自白事件であれば、量刑が争点ということになって、いずれ量刑を判断しなければいけないのですが、どの時点で裁判官から量刑の考え方というか、どういうことを考えて刑の重さを考えるんですとか、あるいは最終的には量刑グラフというのを使うと思うんですけども、その辺りの説明は審理のどのぐらいの時点

であったのか、あるいは実際に評議をしてみて、どの時期にどの程度の説明があったほうが裁判員としては評議しやすいかという点をお聞かせ願えればなと思います。

6番

論告では懲役14年が求刑されて、弁論では6年ぐらいだったかなと思うんですが、確かに弁護人が言うには、主張は、被告人は精神疾患があって、そのため、正常な判断ができなかったんだと、そこは、争うことのできるポイントはそこだろうなと思いました。求刑に関して懲役何年にするかについては、その後の評議で知らされたと思うんです。私自身はその場面でちょうど良かったと思いました。

司会者

他の方はいかがですか。2番さんは自白事件を担当されていますが、やはり刑の重さが問題になってくるわけですが、どの辺りで説明があり、どうだったら良かったかという点についていかがですか。

2番

量刑とかについては、多分裁判官や弁護人、検察官の間では、ある程度答えが見えているところがあると思うんです。私たちは素人ですから、全くわからないので、あまり最初から入れ知恵をされてしまうと、良くないと思いますので、最終的に量刑を決めますよというタイミングで、じゃ例えばこれをしたらこのくらいみたいな目安を一応教えていただいたんですけど、それで良かったと思います。

司会者

今のお話は、実際の量刑の傾向のことだと思うんですけども、根本的に、刑の重さを決めるためには、犯行の動機だとか、結果だとか、態様とかが大事なんですけど、そういう話はもっと早目になかったですか。それとも、やはり量刑に入るころにあったという感じですか。あまり覚えていないですか。

2番

はい。あまり覚えていないです。

司会者

評議の話に入る前に、論告、弁論の関係で、検察官、弁護士のほうから何か聞いてみたいことあればどうぞ。

北嶋検察官

1番さんの事件は非常に大変だったというところで、おそらく論告も非常に長かったり、書面の枚数も多かったと思いますが、その量とか、そのわかりやすさはどんな感じの感想を持たれましたでしょうか。

1番

すごい図解になっていまして、わかりやすかったと思います。よくできた書類じゃないかなと思います。

司会者

おそらく長い時間説明あったと思いますが、それはどうでしたか。それでも耐えられましたか。

1番

正直ちょっときつかったというのはありますけど、立証する量がちょっと多かったんで、その分時間もかかってしまって。それに対して弁護人から出された書類というのは文字がとても多いですね。ぱっと見た感じではわかりにくかったのかなという気はしました。検察官のほうは、カラーで、わかりやすく図解になっていまして、それは素人が見てもわかるんじゃないかなという気はしました。

北嶋検察官

あとは、検察官のほうで論告、弁護人のほうから弁論という形で、それぞれ紙が出されることが多いかと思うんですけど、実際評議の場面だとか、自分で見返して見る場面とかで、その紙とかはどんな感じで使われたりしたのかなというのを教えていただければと思うんですが、5番さん、いかがでしょうか。

5番

私も記憶が曖昧なところがあるんですが、紙に事実が記載されていますので、そちらを見ながら、あと検察官と弁護人がお互いに有利に働くように多分皆さんやっ

ていると思うので、そのずれをどう自分の中で修正して、自分としての結論を出していくのかというのが少し大変でした。

川原弁護士

1 番さんにお伺いします。論告、弁論のとき私も実は、傍聴席ですが、聞いていまして、ものすごい長時間で、話す量も検察官、弁護人ともとても長い説明があったと思うんですけど、その場では、すぐすとんと理解できた、きついながらも理解できたのか、それともやはり持ち帰って、弁論メモとか渡されているものを見ながら、何回か繰り返し読むことで、どこが争点で、お互いの主張はどうだったというのが理解が進んだのかというのはどんな感じだったんでしょうか。

1 番

争点とかはわかっているんで、見てすぐ言いたいことはわかりますよね。持って帰って、さらに評議したりとか、そういうふうを活用したりすることもありました。

川原弁護士

じゃ、もう結構その場で説明聞きながら、ある程度できてきたという感じですか。

1 番

そうですね。主張したいことはわかりました。

司会者

次に評議についてですが、話しやすい雰囲気だったか、あるいは十分な議論ができたか、あるいは裁判官の司会の仕方というか、評議の進め方に何か問題があるかどうかと、この辺りも率直に聞かせていただければと思います。

7 番

裁判官の方も裁判長もすごく聞きやすかったし、流れも良かったです。裁判長はちょっと控え目で、司会してくれたのは女性の裁判官だったんですけど、本当にわかりやすくて、粛々と進んでいきました。

司会者

皆さんにお伺いしますが、裁判員裁判の裁判官は3人いるんですが、裁判長とい

うのが真ん中に座って、実際法廷では訴訟指揮をするんですが、評議になったときに誰が司会するかというのは結構考え方いろいろあるんです。皆さんの場合は、裁判長が評議も司会したのか、あるいは裁判長ではない、今おっしゃったように、陪席というんですけども、他の裁判官が司会をしたかという、この辺りはいかがですか。裁判長がしたという方はいらっしゃいますか。皆さん陪席というか、裁判長以外の人が司会したという感じですか。ちょっとそこで聞いてみたいんですけども、裁判長が法廷では訴訟指揮するのに、評議になると裁判長が司会しないというのは、何でかなという疑問は思われませんでしたか。あるいは、何か説明はありましたか。何か違和感は感じませんでしたか。

6番

特に違和感は感じませんでした。むしろ裁判長が少し指示をされて、それで裁判官の方が司会をして進行されたんですが、非常にわかりやすかったです。裁判長の言わんとなさることとかも、あるいは意見とかも、必要なときには裁判長に振ってくださるし、一番裁判官の働きが大きいなと思ったのは、確かに評議の導き方もさることながら、私たちがどんなところに、裁判員の皆さんの中にどういう疑問、質問を持っておられるのかを上手に引き出してくださいまして、法廷の場で代わりに質問して下さったんですね。その質問のまとめ方も非常に上手で、ですから評議するときにも整理しやすかったです。

司会者

3番さんの事件では、事件後のアンケートの中に、評議でもう少し裁判官も意見を述べるべきだということをおっしゃった方がいたんですけども、どうですか。評議のバランスというか、裁判官の関わり方も含めてなんですが、何か御感想とかありますか。

3番

バランス的にはそんなに悪くなかったと思うし、雰囲気も話しにくいということは全然なくて、むしろやはり一番最初にどうやって皆さんの緊張をとっていかと

いうところですごく苦心されていたような感じで、皆さんがちょっとリラックスした辺りを見計らって、いろいろ意見とか引き出してもらったりとか、ほとんど評議する私たちと、助言をしてくださる裁判官とですごくやりやすかったと思います。

來司裁判官

2番さんにお尋ねします。評議の時間が割とたっぷりってあったと思うんですが、時間的にはちょっと余ったということはなかったですか。

2番

時間的には、そのくらいの日数が普通なのかと思っていました。割と最終的に早く私たちの間では落ちついたんで、何でこんなに日数があるのかはわかりませんでした。証人の数が多いとか、そういうことなのかな、事件の数が3つだからなのかなと、そういうふうに私は理解していたんですけど。

司会者

ありがとうございます。評議の時間というのは、結構計画的にやっているんですが、評議は本当にどうなるかわからないところもあって、多分少し余裕を持って設定していると思います。だから、これは、最後のテーマである裁判員の負担とも関係するんですが、念のためを思えば、いっぱい期日をとってあげればいいんだけど、その分拘束時間が長くなるので、参加していただくときには御負担にもなるんですよ。その兼ね合いはいつも悩むところで、適切な審理期間というのは手探りで今やっているところなんですけども、実際皆さんがやられて、2番さんの場合はむしろ十分だったと、むしろちょっと時間に余裕があったぐらいだということなんですけども、他の方でやられて、特に評議する時間がちょっと物足りなかったとか、あるいはこんなには要らないんじゃないかと、その辺りはいかがですか。6番さんとか、いかがでしたか。

6番

私は、評議する時間はちょうど良かったといえますか、十分にあったかなって、皆さんの思いや意見を交わして、それでみんな、じゃこの判決でというところで

結論に達することができたんじゃないのかなって私は思います。

司会者

私も評議やっていてわかるのですが、やはり評議やっていると、何となくもう皆さん収束したかなというのわかるので、それを確認した上で、何かだらだらやったからといって結論が変わるわけでもないしということなんですかね。他の方はいかがですか。4番さん。

4番

私も評議の時間は適切な時間だったと思います。

司会者

検察官，弁護士のほうで何か聞きたいことがあれば。

川原弁護士

1番さんにお伺いします。たくさん証人，証拠があって、いろいろ主張も出てきている中で、審理の評議の時間はたしか4日間とっているとスケジュールに書いてあったんですが、実際評議の時間としては足りた感じがしたのか、それとも足りなかったのか、どうでしたか。

1番

時間的には十分だったかなと思います。ただ立証する内容がちょっと多かったの、これぐらいなのかなという、もうちょっとあっても良かったかなという感じも少ししました。

川原弁護士

実際4日間全部使った感じなんですか、評議としては。

1番

3日間ですね。

司会者

じゃ、最後のテーマで、参加したことに伴う負担についてですが、ここで聞きたいのは、要するに今出てきた期間のこととか、あるいは特に殺人事件も今回あった

と思うんですが、証拠調べに伴う精神的負担ですね。殺人事件であれば、場合によれば、傷の図面であるとか、あるいは写真が出てきたりとかいうこともあって、やはりストレスを感じることもあると思うので、その辺が今回皆さんが担当した事件ではどうだったのか。あるいは、それを踏まえて、今後はこうしたほうがいいんじゃないかということがあれば教えていただければと思うんですけども。そういうことでいうと、今回被害者が亡くなっている事件ということでいうと、1番さんとか、あるいは4番さん、5番さん、6番さん、この辺りで、証拠調べ等に伴う裁判員の負担と、色々な意味での負担と、それに対する改善のアドバイス等あればということなんですが、何かございますでしょうか。じゃ、1番さん、お願いします。

1番

死体の写真とかもやはり実際に見るわけなんで、精神的な負担はなくはないんですが、一番精神的負担になったのは、やはり量刑ですよ。素人の私が、人に対して判決を言い渡すと、判決を言い渡す材料を作る、そこが一番精神的な負担になりました。

司会者

その点については、何かケアというか、あるいは説明とかいうのはありましたでしょうか。

1番

いや、特にはなかったと思うんですけども。

司会者

じゃ、もう自分でそこは何とかしのいだという感じですか。

1番

そうですね。

司会者

他の方はいかがですか。5番さんはいかがですか。

5番

実は私裁判の日の朝こちらに来るときに担当した事件の親族の方と下でちょっと偶然出くわしてしまいました。この事件、息子さん2人が殺人を犯したんですけど、そのおじいさん、おばあさんが下のロビーにいて、私ちょうどその前を通過して、ちょっとそれが何かにらまれ、向こうはにらんだつもりはなかったと思うんですけど、その被害者親族、加害者親族、証人ではなかったのですが、そのおじいさん、おばあさんと会ってしまって、ちょっと見られたのが少し私は怖かったなど。裁判の日に、多分傍聴席に座っていた親族の方と朝会ってしまって、何かちょっと怖いなど感じました。

司会者

そのことは、朝来て、そういうちょっと怖いなど思ったことは、裁判官とか裁判所の職員には伝えられたんでしょうか。

5番

職員の方に言ったか覚えていないんですが、同席された裁判員の皆さんには、ちょっと私実は朝会いましたということをついたら、皆さん驚かれています、ちょっとストレスに感じたと思います。

司会者

わかりました。それは、ぜひ裁判所も気を付けたいと思います。それでは最後に、今のことも含めて、これから裁判所とか裁判官、あるいは裁判所の職員、それから検察官、弁護士さんに対して、これから裁判員裁判を我々まだやっていくわけですけども、それに当たっての改善点とかアドバイスがあればお願いします。それから、もう一つは、よろしければ、これから裁判員をおそらく務めることになるであろう国民の皆さんに対して何かメッセージのようなものがあれば、一言ずつ言っていたければなどと思います。じゃ1番さんから。

1番

これから裁判員になる方に対してなんですが、多分最初は裁判所からいきなり手紙が来て、びっくりされると思うんです。自分には自信がないとか、そういうふう

に思うと思うんですが、そこはちょっと勇気を振り絞ってもらって、やってみると、すごくいい結果が、自分のためになる結果があると思いますので、また司法とか、裁判とか、刑法とか、そういうのも見方も変わってくると思いますので、すごく自分のためになると思いますので、これは経験したほうが良いと思います。

司会者

ありがとうございました。じゃ、2番さん、お願いします。

2番

裁判員にくじで当たったときは、やはり、ああってちょっと思うところもあったんですけども、近所の人とか周りの人もやったことがなくて、誰も、誰からも情報が入ってこないから、そう思うんだなと思って、やってみれば、私からは、こういうふうだよってちょっと教えてあげられることもあるんじゃないかと思って、裁判員をお受けしました。やってみて、とても、今まで知らなかったこととか、勉強になることが多かったので、絶対損はないと思います。あとは、やはり数日間の拘束と会社の理解とかが得やすいかどうかにかかっていると思うんです。私の職場は、こういうことあるんですけどって言ったら、しょうがないわねとだけだったので、大丈夫だったんですけど、どうしても会社のほうが大事ですとか、そう言われた場合にはどうしたらいいんだろうとかも少し考えました。あとは、やはりテレビやラジオで流れているような大きなニュースで当たった場合には、私ちょっと傍聴席や被告人や、そういうところを直視できないなって今でも思います。

司会者

今最後の点は、さっき出た負担の関係ですか。大きい事件だとやはり不安があるという、そういうことですか。

2番

そうですね。やはり皆さんそれぞれの性格の問題もあると思うんですけど、多分その場になれば、意外と平気かもしれないのですが。

司会者

注目を浴びる事件だと、緊張してしまう、そういうことですか。

2番

そうですね。注目を浴びるといふんじゃないけど、世の中には大小それぞれ様々な事件がありますから、どれに当たっても多分ストレスは、大なり小なりあると思うので、なおさら世間で騒がれているような事件であったりすると、考えることも多いんじゃないかと思います。

司会者

そういったときに、例えば裁判所とか、あるいは他の人でもいいんですけども、こういったところを気をつけてくれれば、まだ裁判員としても少し気が安らぐんだけどということがあれば、教えていただければ、ちょっと頑張ってみたいと思うんですが。

2番

どこかで被告人の仲間の人が裁判員に声かけたとかいう事件があったじゃないですか。そういうこともないとは言えないので、通路を2つ作るとか、または裁判員の方の顔が直接見えない、見えないんじゃないかあまり意味ないかもしれないんですけども、希望する人にはちょっと、こうしてもらおうとか、そういうことはできないものかと思います。

司会者

わかりました。検討させていただきます。では、3番さん、お願いします。

3番

やって良かったって私は思っているのですが、裁判員裁判のもうちょっとアピールとか、してもらいたいなということはあるんですが、でも裁判所とか司法というのはやはり堅いイメージがあるので、私は堅さというものも必要だと思うので、威厳を崩さずに、何かアピールしていく方法をぜひ今後やっていってほしいなと思います。

司会者

貴重なアドバイスありがとうございます。威厳を持ちつつアピールする方法があるんじゃないかと、そういうことですね。

3番

はい、威厳は必要だと思います。

司会者

ありがとうございます。じゃ、4番さん。

4番

結果的には自分の人生の中でプラスになったとは思っています。ただ、やはり一番最初に言いましたけど、犯罪の事実としてはいいんですけど、そこにはどうしても人間像というか、そこに入り込んでいかなきゃいけないところがあって、裁判所の方以外の中で、何か議論できるところがあって、裁判員になってもこういうところは、やはりそこまで踏み込んでやっても構わないんだよみたいな、何かそういうのがあればいいかなとは思っています。

司会者

今おっしゃっているのは、やはり裁判員のそういったメンタル的なことに対するケアがあったほうがいいんじゃないかという、そういう趣旨ですか。

4番

そうですね。それは確かにこういうところもありますというのは書いてあったんですが、そういったことをもう少しアピールされたほうがいいのかなと思います。

司会者

わかりました。それはやはり実際接する裁判官を中心とした裁判所の者がもう少しそこら辺を気を配るべきかなと今お話聞いて思いました。

4番

あともう一点、裁判員制度が始まって、実際犯罪というのはあまり減っていないような気がするんです。毎日色んな報道とかもあって。実際裁判員制度が始まって、量刑って厳しくなったよみたいなことをもっと報道していただいたほうが何か少し

抑止力になるのかなみたいな気はします。

司会者

わかりました。確かにさっき3番さんもおっしゃったことで、裁判員制度の意義というものを、発足当初は一生懸命こちらもやっていたんですが、今は確かに日々の目の前の裁判を運用することに一生懸命で、もっとアピールが足りないと言われれば、そこは反省点かなという気がします。ありがとうございます。じゃ、5番さん、お願いします。

5番

裁判員に対する社会的な理解というのがまだそう進んでいないのではないかなと私自身感じました。私もこちらの通知をもらった時点で、自分の普段行っている活動をやはり幾つか休まなきゃいけないというのは重々承知していて、周りの方に言ったところ、まだ前例がないから、そんなのわからないというふうに結構言われてしまって、対応もよくわからないと言われてしまったので、裁判員制度というのは国が決定したことだと思いますので、やはりその辺の理解とか、そういうことをしっかりしていただいたほうが皆さんが今後参加しやすいのではないかなと感じました。

司会者

6番さん、お願いします。

6番

一番最初に申し上げたように、消極的だったんですね、裁判員制度。本当に意味があるのかな。出てみましたら、確かに罪というものに対する内容ですよね、つまびらかになっていく事実をみんなと一緒にたどりながら歩む中で、家庭のあり方、社会のあり方というものをもう一度見直す、自分なりに見直すひとときにもなりました。私これに参加して思ったのは、今後裁判員制度の普遍化というものを国も個人も挙げて取り組んでいく課題の一つではないのかなと。例えば壮大な話になるのかもしれないですが、学校教育の中で裁判員制度が語られる、あるいは伝えられる

という場面があってもいいんじゃないのかな。子供たちがそこで学ぶ中で、やはり犯罪に対する明確な意識を持つ、それがやがて防犯にたけた社会づくりというものを目指すことができるのではないのかなって、ぼうっとそんなふうに関車の中で考えたりもしました。あともう一点なんです、私たちの今回の件は量刑をはかるということでした。もちろん量刑をはかることが最終的な作業になるんですが、どうしても個人的な国民感情といいますか、人間的な感情なんです、もう少し罪に対する呵責を被告人が、ああ、本当に悪いことをしたなという、そういう呵責を感じてもらえないものかなというのを感じてなりません。限界があるとは思いますが、その辺を追求することのできる司法あるいは社会づくりというのが今後の課題になるのかなと、そんなふうに関思いました。

司会者

ありがとうございます。非常にいい御指摘で、最初におっしゃったところは法教育の問題だと思うんですけども、おっしゃるとおりで、今教育現場でそういった裁判員裁判を初めとする司法制度を教えていこうという動きは始まっていると思いますし、2番目におっしゃったことは、まさに裁判の持つ重みと限界みたいなところで、やはり裁判というのは非常に大きな社会に対するインパクトがありますけれど、万能ではなくて、できるところとできないところがあるという、そういう問題かなという気がします。じゃ最後に、7番さん、お願いいたします。

7番

私は、家族でテレビを見ていて、ひどい事件があると、こんなの死刑だ、死刑だと言っていたんですが、裁判員にこうやって当たって、実際に来て、本当に原因があって、過程があって、結果を裁判員で出すというのをみんながやはり参加していくのがいいんじゃないかな。いざ裁判所に入って、いろいろ聞いてみると、色んなものが見えてきて良かったなと思っています。

司会者

ありがとうございます。それでは、長時間にわたって、どうも本当にありがとう

ございました。今日皆様にいただいた意見をまたこちらで検討させてもらいながら、裁判所、それから検察官、弁護士ともども、裁判員制度をこれからよりよくしていくためにまた努力を続けていきたいと思っております。今後ともまた何かの機会ありましたら、ぜひお力添えをいただければと思っております。今日は本当にどうもありがとうございました。